

川崎市ダンススポーツ連盟規約

第1条（名称）

本連盟は、川崎市ダンススポーツ連盟と称する。

2. 本連盟の略称を「川崎連盟」とする。

第2条（組織構成）

本連盟の組織は川崎市・幸区・中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区の7行政区で組織を構成する。

2. 本連盟は、事務所を川崎市内の会長宅に置く。

第3条（目的）

本連盟は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下JDSFという）、神奈川県ダンススポーツ連盟（以下県連盟という）の定款に基づき、川崎市のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって市民の心身の健全な発展ならびに社会貢献に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- (2) 川崎市におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
- (3) JDSF及び県連盟公認または承認等の競技会の開催及び事業への協力
- (4) 公益財団法人川崎市スポーツ協会が行う関連事業への協力
- (5) 本連盟所属のJDSF会員及び選手等の登録管理
- (6) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
- (7) 機関誌等刊行物の発行
- (8) その他、川崎市において本連盟の目的を達成するために必要な事業

第5条（加盟団体）

本連盟の加盟団体は、川崎市内で活動し、本連盟に登録したJDSF認定サークルで、本連盟理事会で承認された団体とする。

2. 加盟団体の加盟、脱退、資格喪失などについては、本連盟加盟団体規程に定める。

第6条（会員）

本連盟の会員は、前条第1項の加盟団体の構成員のうち、本連盟の目的に賛同する個人とする。

2. 会員は原則として、本連盟を通じてJDSFへ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。
3. 本連盟は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の目的に賛同する賛助会員をおくことができる。

第7条（入会金及び会費）

会員は、本連盟の総会において別に定める入会金および会費を納めなければならない。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- （1）退会
- （2）死亡
- （3）除名

2. 前項第3号の除名は次の場合とし、本連盟理事会において決定した後、県連盟の決議を経て、JDSFへ申請し、承認された場合に実施する。

- （1）JDSF及び県連盟または本連盟の名誉を著しく損なう行為があったとき
- （2）JDSF定款及び県連盟規約または本連盟の規約その他違反行為があったとき
- （3）その他社会的に不都合な行為があったとき

第9条（役員）

本連盟は、次の役員をおく。

- （1）理事
各加盟団体から 1名
会長 1名
副会長 3名以内とする
事務局長 1名
常務理事 10名以内とする
- （2）監事 2名

第10条（役員を選出）

会長、副会長、事務局長と監事は、総会で選出する。

2. 理事は、加盟団体からの推薦により総会で1名選出する。
3. 理事の互選で常務理事を選出する。

第11条（理事の職務）

会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、予め理事会が指名した順序で、その職務を代行する。
3. 事務局長は、理事会の議決に基づき事務を処理する。
4. 常務理事は、理事会の議決に基づき業務を執行する。
5. 理事は、理事会を組織して業務の執行を決議し、実行する。

第12条（監事の職務）

監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。

2. 監事は、理事会等に出席することができる。

第13条（役員任期）

本連盟の役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2. 任期満了後も、後任の役員が選任されるまでの間は、役員は解任されない。
3. 役員は、再任されることができる。

第14条（名誉役員）

本連盟に名誉役員として、顧問及び相談役をおくことができる。

2. 名誉役員は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

第15条（総会）

本連盟は、最高決議機関として総会をおく。

2. 総会は、会員の代表（以下、構成員と称する）と会長、副会長、事務局長、常務理事をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、理事会が必要と判断した場合は、臨時総会を開催することができる。
3. 構成員は、本連盟の加盟団体からの代表者とし、その人数は別途定める。
4. 構成員の過半数からの要求があった場合には、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
5. 総会の議長は、構成員の互選による。
6. 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。
7. 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

第16条（総会に付議すべき事項）

次の各号は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- （1）規約の改定
- （2）役員を選任
- （3）事業計画及び収支予算
- （4）事業報告及び収支決算
- （5）その他必要と認められた事項

第17条（理事会）

本連盟は、総会に次ぐ意志決定機関として理事会をおく。

2. 理事会は、理事をもって構成し、会長が召集する。
3. 理事会は、本会の運営を円滑化及び日常業務の執行を常務理事会に委託することができる。

第18条（議事録及び会計報告）

本連盟の総会および理事会の議事録はこれを保存し、県連盟より要請があった場合には適時提示するものとする。

2. 毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書を県連盟に報告するものとする。
3. 臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を県連盟に報告するものとする。

第19条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第20条（規約改定）

本規約の改定を行う場合は、総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成を得るものとする。

第21条（解散もしくは県連盟及びJDSFからの脱退）

本連盟の解散、又は県連盟及びJDSFからの脱退を行う場合は、総会にて出席者の3分の2以上の賛成を得るとともに、次の（1）又は（2）のいずれかの手続きを経るものとする。

- （1）本連盟会員の4分の3以上の賛成
 - （2）県連盟及びJDSFの承認
2. 本連盟が解散する場合、財産は総会で定められた類似の団体に寄付するものとする。

付則

この規約は平成 24年 5月14日より施行する。

昭和50年	4月	1日	制 定
昭和56年	2月	1日	一部改訂
昭和60年	11月	日	全面改訂
平成 8年	3月	日	全面改訂
平成13年	4月	1日	名称変更
平成16年	4月	1日	全面改訂
平成24年	5月	14日	一部改訂